株式会社瀬麗抜教育研究アカデミー
介護員養成研修事業研修学則

（開講の目的）

第１条　　高齢者及び障害者の増加、多様化するニーズに適切に対応できる介護を提供するため、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

（研修の名称）

第２条　　株式会社瀬麗抜教育研究アカデミー
介護職員初任者研修（週１日コース）

（研修の課程・方法）

第３条　　介護職員初任者研修課程　通信方式

（実施場所）

第４条　　茨城県古河市東本町 1-22-26　友愛コーポ UI プラザ１階・２階 C 教室
瀬麗抜教育研究アカデミー

（研修期間）

第５条　　令和６年４月８日（月）～令和６年８月 10 日（土）

（研修カリキュラム）

第６条　　別紙「研修カリキュラム」のとおり

（講師氏名）

第７条　　別紙「講師一覧」のとおり

（研修修了の認定方法）

第８条　　全科目を履修し、かつ各科目「修了時の評価ポイント」に沿って習得度を評価する。「9．こころとからだのしくみと生活支援技術」における、介護に必要な基礎知識の理解度は筆記による確認テストで行い、生活支援技術の習得状況は実技試験で確認を行う。修了評価試験は全科目履修後に１時間程度実施し、70 点以上を合格とする。それらを総合的に判断し、水準以上と認めた者に対して修了証明書および携帯用修了証明書を発行する。また、修了評価試験が不合格の場合、必要に応じて補講等を行い、認定基準を満たした場合を合格とする。

（受講対象者及び定員）

第 9 条　訪問介護や在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で全課程に出席できる者。定員は 10 名とする。

（受講手続）

第 10 条　受講手続は下記のとおりとする。

（１）当協議会指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。
但し、定員に達した時点で申込受付は終了する。

（２）受講決定した受講者に、受講決定通知書を送付する。

（３）受講通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
但し、途中で辞められても受講料の返還はしない。

（４）受講申込時に運転免許証、健康保険証等により本人確認を行う。

（受講料）

第 11 条　受講料 60,500 円（税込）教材費別　11,000 円（税込）とする。

（通信実施方法）

第 12 条　通信形式を行う地域は、通える範囲のものを対象とする。
添削指導方法については、提出期限までに課題が提出されていることを確認し、担当講師が添削を行う。評価水準に達していない場合には、面接指導等を行った後に再度、課題を提出させるものとする。

（その他）

第 13 条　この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で、必要があると認められた場合は、当社がこれをさだめる。
また、この学則は、茨城県知事の許可日より施行する。